

情報提供

那医発第 52 号
令和 5 年 4 月 17 日

施設長 各位

那覇市医師会
会 長 友利博朗
副 会 長 玉井 修



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。
沖縄県医師会より「医業経営関係通知の送付について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。
別紙は当会ホームページにも掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。
☆ 問合せ先 (那覇市医師会 事務局:宮城・前泊 /電話 098-868-7579)

記

冲医発第 66 号 E
令和 5 年 4 月 12 日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会
理事 稲富 仁
(福祉・経営担当理事)
(公印省略)

医業経営関係通知の送付について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、日本医師会より、標記の関係通知が届いておりますので、ご連絡申し上げます。

通知①は、3月22日に開催されました、政府の「物価・賃金・生活総合対策本部」において、「電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の増額が決定したことを踏まえ、本交付金の積極的な活用を検討するよう依頼がなされております。また、厚生労働省医政局より、「医療機関等への支援に関する新型コロナウイルス感染症対応地方創成臨時交付金における「電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」等の活用について」が発出された旨の情報提供となっております。

通知②は、内閣府地方創生推進室より、「電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の都道府県分及び市町村分（都道府県内の市区町村に係る交付限度額の合算額）の交付限度額が公表されました旨の情報提供となっております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴管下関係機関に対する周知方についてご高配下さいますようお願い申し上げます。

なお、各通知の添付資料は省略しておりますので、各資料は、本会文書映像データ管理システムをご確認下さいますようお願い申し上げます。

記

- ① 医療機関等への支援に関する新型コロナウイルス感染症対応地方創成臨時交付金における「電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の活用について
(令和 5 年 3 月 31 日 日医発第 2459 号 (医経) (介護))
- ② 新型コロナウイルス感染症対応地方創成臨時交付金における「電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の地方公共団体ごとの交付限度額等について (情報提供)
(令和 5 年 4 月 7 日 日医発第 104 号 (医経) (介護))

沖縄県医師会保険課：平良、比嘉

TEL：098-888-0087

FAX：098-888-0089

E-mail：hokenka@okinawa.med.or.jp



令和 5 年 3 月 31 日

都道府県医師会
会長 殿

公益社団法人 日本医師会
会長 松本 吉郎
(公印省略)

医療機関等への支援に関する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の活用について

医療機関等における光熱費等の物価高騰に対する支援については、本会より国等に対し、要望を行ってまいりました。

3月22日に開催されました、政府の「物価・賃金・生活総合対策本部」において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の増額が決定しました。予算額1兆2,000億円のうち、推奨事業メニューとして7,000億円が確保されました。

今般、厚生労働省医政局より、別添の通り、事務連絡「医療機関等への支援に関する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」等の活用について」が各都道府県・市区町村衛生主管部(局)宛に発出された旨、情報提供と周知依頼がございました。

本事務連絡では、推奨事業メニューとして引き続き「医療・介護施設等に対する物価高騰対策支援」が推奨される旨が記載されています。

また、今般の積み増し等を踏まえ、引き続き物価高騰における医療機関等の負担の軽減に向け、「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の積極的な活用を検討するよう、依頼がなされています。

介護サービス事業所・施設等についても老健局より「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」に関し、同様の事務連絡が発出されています。

今後は、各地方公共団体において、本交付金を活用した医療・介護施設等の支援事業を立ち上げていただくことが肝要となります。

つきましては、貴会におかれましても地方公共団体との協議・調整を早急に行っていただきますとともに、貴会管下郡市区等医師会への周知につき、ご高配のほどお願い申し上げます。

なお、本交付金の詳細につきましては、下記ウェブサイトに掲載されていますので必要に応じてご参照ください。

◆ 内閣官房・内閣府総合サイト「地方創生」

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

<https://www.chisou.go.jp/tiiki/rinjikoufukin/index.html>

<https://www.chisou.go.jp/tiiki/rinjikoufukin/jimurenraku.html>

以 上

【添付資料】

- ・日本医師会宛事務連絡（令和 5 年 3 月 29 日）
- ・都道府県・市区町村衛生主管部（局）宛事務連絡（令和 5 年 3 月 29 日）
医療機関等への支援に関する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」等の活用について

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の増額・強化

別添

(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金)

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の实情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を増額するとともに、低所得世帯への支援のための「低所得世帯支援枠」を措置。

- 予算額 : 1兆2,000億円 (うち ①低所得世帯支援枠 5,000億円、②推奨事業メニュー 7,000億円)
- 対象事業 : ① (低所得世帯支援枠) 物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担の軽減を図る事業。
② (推奨事業メニュー) エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、支援を行う事業。効果的と考えられる推奨事業メニューを提示。(詳細は、2頁参照)

推奨事業メニュー	
(生活者支援)	(事業者支援)
①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援
②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	⑥農林水産業における物価高騰対策支援
③消費下支え等を通じた生活者支援	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援
④省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	⑧地域公共交通や地域観光業等に対する支援

- 算定方法 : ① (低所得世帯支援枠) 住民税非課税世帯1世帯あたり3万円を基礎として算定(市町村)
- ② (推奨事業メニュー) 人口、物価上昇率、財政力等を基礎として算定(都道府県、市町村)

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金

追加額1兆2,000億円(I及びIIの合計)

I. 低所得世帯支援枠(5,000億円)

- ・ 低所得世帯への支援枠を措置。
- ・ 1世帯当たりの予算の目安は3万円。ただし、下記の推奨事業メニュー①や③と組み合わせてプレミアム商品券やマイナポイントを配付するなど、支援の方法(現物・現金)や1世帯当たり単価といった具体的内容は地域の事情に応じて決められる。

(注) 住民税非課税世帯×3万円及び事務費分を市町村に交付。

I. 推奨事業メニュー(7,000億円)

生活者支援

- ① エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援
低所得世帯を対象とした、電力・ガス(LPガスを含む)をはじめエネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担を軽減するための支援
※ 住民税非課税世帯に対しては上記 I による支援を行う。
- ② エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援
物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するための小中学校等における学校給食費等の支援
※ こども食堂に対する負担軽減のための支援やヤングケアラーに対する配食支援等も可能。
- ③ 消費下支え等を通じた生活者支援
エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者に対してプレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等を発行して消費を下支えする取組やLPガス使用世帯への給付などの支援
- ④ 省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援
家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するための省エネ性能の高いエアコン・給湯器等への買い換えなどの支援

事業者支援

- ⑤ 医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援
医療機関、介護施設等、障害福祉サービス施設等、保育所等、学校施設、公衆浴場等に対するエネルギー・食料品価格の高騰分などの支援(特別高圧で受電する施設への支援を含む)
- ⑥ 農林水産業における物価高騰対策支援
高騰する配合飼料の使用量低減の取組や飼料高騰等の影響を受ける酪農経営の負担軽減の支援、農業者が構成員となる土地改良区における農業水利施設の電気料金高騰に対する支援、高騰する化学肥料からの転換に向けて地域内資源を活用する独自の取組などの支援
- ⑦ 中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援
特別高圧での受電(ビル・工業団地・卸売市場のテナントを含む)、LPガスの使用や、街路灯等の維持を含め、エネルギー価格高騰の影響を受ける中小企業、商店街、自治会等の負担緩和や省エネの取組支援のほか、中小企業の賃上げ環境の整備などの支援
- ⑧ 地域公共交通や地域観光業等に対する支援
地域公共交通事業者や地域観光事業者等(飲食店を含む)のエネルギー価格高騰に対する影響緩和、省エネ対策、地域に不可欠な交通手段の確保、アフターコロナに向けた事業再構築を含めた事業継続、地域特性を踏まえた生産性向上に向けた取組などの支援

※1 地方公共団体が、上記の推奨事業メニューよりも更に効果があるものについては、実施計画に記載して申請可能。

※2 地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設における活用も可能



令和 5 年 4 月 7 日

都道府県医師会

担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会

常任理事 宮川 政昭

(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の地方公共団体ごとの交付限度額等について
(情報提供)

「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」については、令和 5 年 3 月 31 日付文書「医療機関等への支援に関する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における『電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金』の活用について」(日医発第 2459 号)でお知らせしているところです。

今般、内閣府地方創生推進室より、本交付金の、都道府県分及び市町村分(都道府県内の市区町村に係る交付限度額の合算額)の交付限度額等が公表されましたので、情報提供申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知をいただくとともに、前出の日医発第 2459 号でお知らせしたとおり内閣府の推奨事業メニューにおいて医療機関、介護施設等への支援が事業者支援の筆頭に挙げられていることも踏まえ、各地方公共団体において本交付金を活用した支援事業を立ち上げていただくため、地方公共団体との調整・協議や、貴会管下郡市区等医師会への周知・連携につき、ご高配のほど改めてお願い申し上げます。

臨時交付金の詳細につきましては、下記ウェブサイトに掲載されていますので必要に応じてご参照ください。

◆ 内閣官房・内閣府総合サイト「地方創生」

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

<https://www.chisou.go.jp/tiiki/rinjikoufukin/index.html>

<https://www.chisou.go.jp/tiiki/rinjikoufukin/jimurenaku.html>

【添付資料】

- ・ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（重点交付金）交付限度額
（令和5年3月29日通知分）
- ・ 令和5年度地方創生臨時交付金の執行スケジュール

以上

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（重点交付金）交付限度額

（令和5年3月29日通知分）

【都道府県分】

（単位：千円）

都道府県	合計
北海道	20,469,140
青森	6,449,262
岩手	6,057,705
宮城	6,915,447
秋田	5,755,732
山形	5,515,250
福島	6,818,856
茨城	8,265,102
栃木	5,949,753
群馬	5,888,751
埼玉	16,014,145
千葉	13,545,158
東京	19,467,745
神奈川	16,678,154
新潟	8,414,916
富山	4,146,487
石川	4,443,676
福井	3,907,027
山梨	4,494,117
長野	7,882,739
岐阜	6,659,459
静岡	10,069,077
愛知	15,180,192
三重	5,525,778

都道府県	合計
滋賀	4,600,889
京都	7,795,735
大阪	21,018,943
兵庫	14,527,416
奈良	5,505,641
和歌山	5,232,475
鳥取	4,354,019
島根	4,632,595
岡山	7,004,182
広島	8,552,437
山口	5,459,650
徳島	4,418,919
香川	4,351,221
愛媛	6,269,781
高知	4,846,164
福岡	15,619,505
佐賀	4,871,066
長崎	6,739,988
熊本	8,062,308
大分	5,857,434
宮崎	5,914,267
鹿児島	7,713,073
沖縄	7,138,624
合計	385,000,000

【市町村分】（都道府県内の市区町村に係る交付限度額の合算額）

（単位：千円）

都道府県	合計
北海道	17,481,779
青森	4,660,400
岩手	4,215,021
宮城	6,229,413
秋田	3,768,107
山形	3,874,699
福島	6,063,266
茨城	7,553,387
栃木	4,941,496
群馬	5,045,925
埼玉	14,976,209
千葉	12,853,767
東京	19,898,016
神奈川	15,619,739
新潟	6,988,969
富山	2,814,930
石川	3,216,644
福井	2,244,950
山梨	2,730,150
長野	7,259,846
岐阜	5,887,546
静岡	8,633,009
愛知	14,751,152
三重	4,837,631

都道府県	合計
滋賀	3,566,505
京都	6,264,642
大阪	20,151,309
兵庫	12,698,962
奈良	3,897,857
和歌山	3,273,133
鳥取	2,086,731
島根	2,553,257
岡山	5,236,510
広島	7,573,190
山口	4,250,822
徳島	2,398,325
香川	2,855,033
愛媛	4,152,395
高知	2,733,299
福岡	13,400,151
佐賀	2,737,425
長崎	4,466,817
熊本	6,048,352
大分	3,604,017
宮崎	3,697,626
鹿児島	5,744,617
沖縄	5,062,974
合計	315,000,000

通常分交付金・ 重点交付金

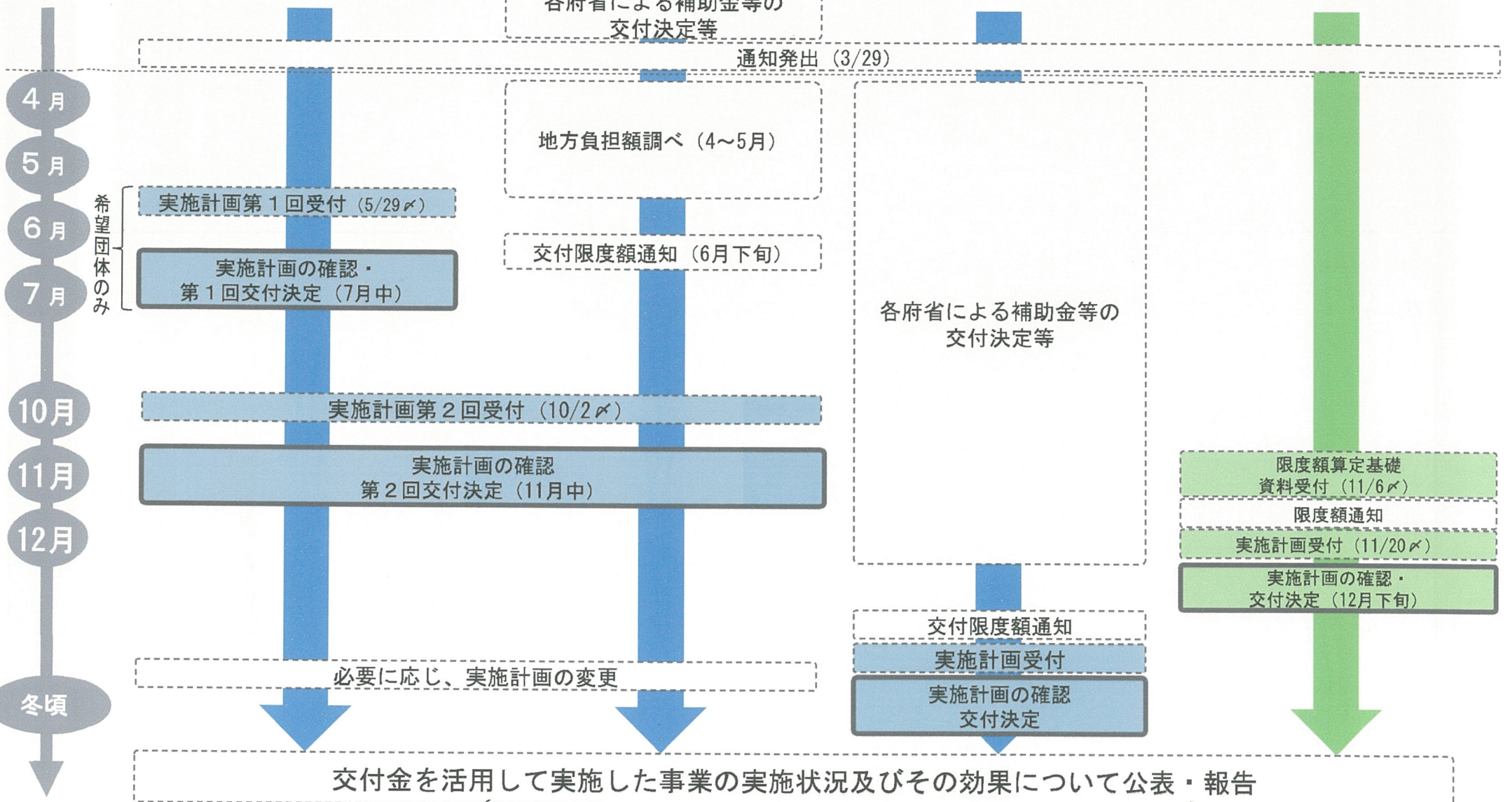
本省繰越希望分約2,186億円
R5.3予備費分1兆2,000億円

国庫補助事業の地方負担分

①（令和5年1月～3月分）

②（令和5年4月以降分）

検査促進枠分



〔注〕実施計画の受付から確認に一日程度、確認から交付まで一日程度必要

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金

参考

追加額1兆2,000億円(Ⅰ及びⅡの合計)

日医発第2459号(令和5年3月31日)にて通知済

Ⅰ. 低所得世帯支援枠(5,000億円)

- ・ 低所得世帯への支援枠を措置。
- ・ 1世帯当たりの予算の目安は3万円。ただし、下記の推奨事業メニュー①や③と組み合わせてプレミアム商品券やマイナポイントを配付するなど、支援の方法(現物・現金)や1世帯当たり単価といった具体的内容は地域の事情に応じて決められる。

(注)住民税非課税世帯×3万円及び事務費分を市町村に交付。

Ⅰ. 推奨事業メニュー(7,000億円)

生活者支援

- ① エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援
低所得世帯を対象とした、電力・ガス(LPガスを含む)をはじめエネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担を軽減するための支援
※ 住民税非課税世帯に対しては上記Ⅰによる支援を行う。
- ② エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援
物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するための小中学校等における学校給食費等の支援
※ こども食堂に対する負担軽減のための支援やヤングケアラーに対する配食支援等も可能。
- ③ 消費下支え等を通じた生活者支援
エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者に対してプレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等を発行して消費を下支えする取組やLPガス使用世帯への給付などの支援
- ④ 省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援
家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するための省エネ性能の高いエアコン・給湯器等への買い換えなどの支援

事業者支援

- ⑤ 医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援
医療機関、介護施設等、障害福祉サービス施設等、保育所等、学校施設、公衆浴場等に対するエネルギー・食料品価格の高騰分などの支援(特別高圧で受電する施設への支援を含む)
- ⑥ 農林水産業における物価高騰対策支援
高騰する配合飼料の使用量低減の取組や飼料高騰等の影響を受ける酪農経営の負担軽減の支援、農業者が構成員となる土地改良区における農業水利施設の電気料金高騰に対する支援、高騰する化学肥料からの転換に向けて地域内資源を活用する独自の取組などの支援
- ⑦ 中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援
特別高圧での受電(ビル・工業団地・卸売市場のテナントを含む)、LPガスの使用や、街路灯等の維持を含め、エネルギー価格高騰の影響を受ける中小企業、商店街、自治会等の負担緩和や省エネの取組支援のほか、中小企業の賃上げ環境の整備などの支援
- ⑧ 地域公共交通や地域観光業等に対する支援
地域公共交通事業者や地域観光事業者等(飲食店を含む)のエネルギー価格高騰に対する影響緩和、省エネ対策、地域に不可欠な交通手段の確保、アフターコロナに向けた事業再構築を含めた事業継続、地域特性を踏まえた生産性向上に向けた取組などの支援

※1 地方公共団体が、上記の推奨事業メニューよりも更に効果があるものについては、実施計画に記載して申請可能。

※2 地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の田に供する施設における活用も可能